

# 相馬港第1船だまりにおける駐車について

港湾運営上のリスク管理の観点から、相馬港第1船だまり岸壁で車両を駐車する場合は、下記のとおりお願いいたします。

皆様におかれましては、趣旨をご理解のうえご協力を賜りますとともに、乗員・利用客等関係者への案内についてもご配慮くださるようお願いいたします。

## 記

### ○ 趣旨及び措置内容

岸壁の水域側に近接して車両があると、緊急時対応（事件事故発生時の救助活動や、油等流出事故での応急的防除措置等）の円滑な実施が妨げられ、ひいては被害の拡大を招くおそれがあります。

そのため、岸壁法面から陸側に向かって10メートル程度を「駐車禁止エリア」（緊急時に備えて確保するスペース）とします。

駐車場所は、臨港道路側（北側はふ頭用地側）とします。

物揚場では4メートル程度を「駐車禁止エリア」とし、防波堤遊歩道側へ駐車するものとします。

イメージは、別紙のとおりです。

なお、「駐車禁止エリア」においても、車両の運転者がすぐに移動できる状態での短時間の停止（例：人の乗降や、短時間の荷物の積みおろし等作業での停車）は可能です。

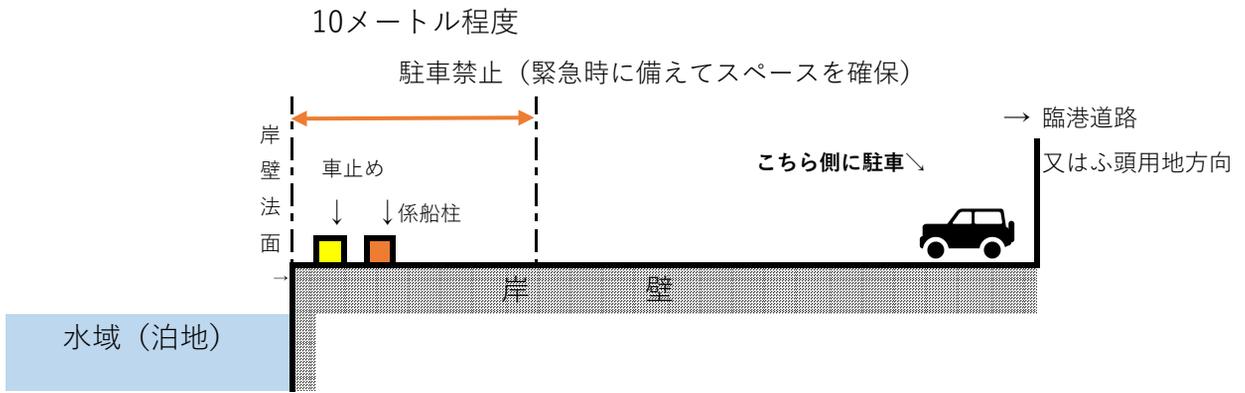
相馬港第1船だまりにおける駐車場所のイメージ

○全体イメージ

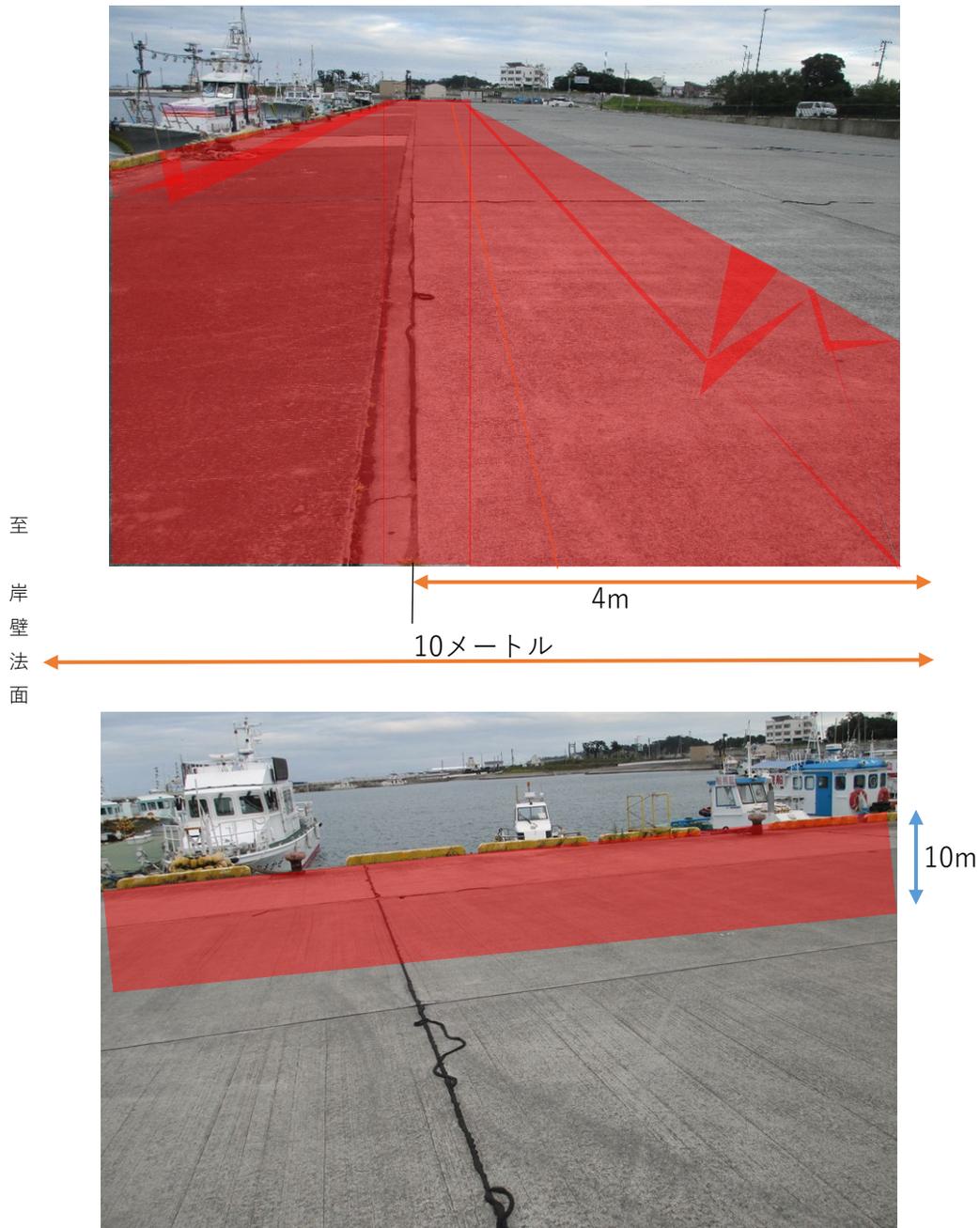
赤く着色した部分は駐車禁止（緊急時に備えスペースを確保）。  
緑に着色した部分に駐車していただく。



○断面図



※ 10メートル程度とは、下の写真のようになります。



◎物揚場は岸壁が狭いので（2区画）、水域側の区画を「駐車禁止エリア」とし、車両を駐車する場合は防波堤遊歩道側とする。

◆写真（実際の駐車の様子） このように駐車してください。

（西側）



（北側）



ご協力いただきありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。